

スポーツ振興支援事業・地域振興支援事業

スポーツ・地域振興活動支援金募集要項

2019年度(2019年4月～2020年3月)

1 応募資格・支給概要

対象要件	<input type="checkbox"/> (スポーツ振興) 岐阜県内で行われる次世代を担う青少年の体力向上や人間形成に寄与するスポーツ活動 <input type="checkbox"/> (地域振興) 岐阜県内で行われる地域社会の健全な発展や人材の育成に寄与する文化、教育、および国際交流等の活動
応募資格	<input type="checkbox"/> 岐阜県内においてスポーツ、ならびに、文化、教育、国際交流等の活動を行う団体、または個人 なお、原則として同一活動に連続しての支援金交付は行わない
支援対象	<input type="checkbox"/> 支援金の使途に特段の制限はない。ただし、交際費や遊興費などへの使用は認めない
対象期間	<input type="checkbox"/> 2019年4月から2020年3月の間の活動にかかる支出 なお、活動の特性から、翌年度にまたがる場合には要相談
支援金額	<input type="checkbox"/> 1件あたり上限額 100万円 ただし、必要に応じて上限額を300万円にまで引上げる場合がある
交付方法	<input type="checkbox"/> 指定する銀行口座に振込(7月中旬を予定)

2 選考基準

選考基準	<input type="checkbox"/> 団体の活動が心身ともに豊かな人間性の確立を目的としていること <input type="checkbox"/> 団体の活動が組織的、計画的に行われていること <input type="checkbox"/> 営利目的の事業でないと認められること <input type="checkbox"/> 個人的・閉鎖的な活動ではなく、だれでも参加できると認められること <input type="checkbox"/> 団体が活動するにあたり、当財団からの支援が必要と認められること
------	--

3 支援金受領者の義務

義務	<input type="checkbox"/> 贈呈式への出席および発表 (7月中旬開催予定) <ul style="list-style-type: none"> * やむを得ない事情がある場合には、欠席を許容 * 発表団体は当財団が指名 <input type="checkbox"/> 支援金活動実績報告書の提出 (提出期限 11月末日) <ul style="list-style-type: none"> * 報告内容は、今後の支援事業の参考とする * 報告内容を編集し、財団ホームページ等に掲載する場合がある(写真を含む) <input type="checkbox"/> 支援対象活動にかかる収支報告書および関係帳簿の整備・保存(3年間) <input type="checkbox"/> 活動の取材・撮影協力 <ul style="list-style-type: none"> * 活動を取材・撮影し、財団ホームページ等に掲載する場合がある(写真を含む) <input type="checkbox"/> 当財団主催事業への出席、または参加協力
----	--

4 応募方法

応募方法	<input type="checkbox"/> 次の提出書類一式をそろえ、当財団事務局に応募のこと
提出書類	① スポーツ・地域振興活動支援申請書 所定書式(様式C1)を使用すること ② 事業計画書(様式任意) ③ 収支予算書(様式任意) ④ その他添付資料 パンフレット、新聞・雑誌広告、写真などの補足資料
所定書式	<input type="checkbox"/> 【様式C1】スポーツ・地域振興活動支援申請書
留意事項	<input type="checkbox"/> いずれの書類も、基本A4版とし、片面のみを用い、両面を使用しないこと <input type="checkbox"/> 郵送にあたっては、A4版がそのまま入る角形封筒(角形2号以上)を使用し、提出書類を折り畳まずに封入のこと。また、複数枚ある書類をクリップやホッチキス等で束ねないこと <input type="checkbox"/> 提出書類に不備があった場合には申請を受理できない。内容をよく確認のうえ提出のこと なお、提出書類は一切、返戻しない
提出期限	<input type="checkbox"/> 2019年4月30日(当日消印有効)

5 応募から選考、採否の流れ



6 注意事項

注意事項	<input type="checkbox"/> 支援金受領後、申請書記載時の支援対象物、購入金額等に変更がある場合には、速やかに当財団に事前報告・相談のこと 事前報告が無い場合には、支援金の全部または一部を返還請求することがある
------	--

7 個人情報および提出書類の取扱い

公益財団法人伊藤青少年奨学会は、本募集要項により申請者から取得した個人情報について、個人情報保護に関する基本方針に基づき、スポーツ振興支援事業、ならびに地域振興支援事業を実施する目的にのみ使用し、漏えい等を防止するため、適切な安全措置を講じ、厳正に管理する。また、申請書をはじめ提出された書類は、一切返戻しない。選考により不採用となった申請者の提出書類一式については、最終選考終了後速やかに(概ね3ヵ月以内)に機密書類として確実に廃棄処分する。

8 書類提出先、お問い合わせ先



公益財団法人
伊藤青少年育成奨学会

〒507-0062
岐阜県多治見市大針町661番地の1
株式会社パローホールディングス多治見本部2階

<http://www.ito-zaidan.or.jp/>

* Eメールアドレス、電話番号は、ホームページでご確認ください